

競技会特別規則書

【公示】

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）公認のもとに、国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則に準拠した日本自動車連盟（JAF）国内競技規則、並びに同付則条項に従い、かつ、本競技会特別規則書によって、JAF 公認 準国内 格式競技、（クローズド競技併設）として開催される。

第1条 競技会の名称

2018年 say side ムカーナシリーズ
2018 ベイサイド G1 チャレンジカップ 1・2

第2条 競技種目

ジムカーナ

第3条 競技格式

JAF 公認 準国内 格式競技（クローズド競技併設） JAF 公認番号 （2018— . 号）

第4条 開催日時・開催場所

2018年10月6日（土） 富士スピードウェイ / ジムカーナコース（静岡県）

第5条 オーガナイザー

ベイサイドレーシング&スポーツカークラブ（Bay side） 横浜市港南区港南1-4

第6条 大会組織委員会

組織委員長 伊藤 清彦 組織委員 塩沢三子夫 / 松本 哲夫

第7条 大会審査委員会

審査委員長 諸角 誠二 審査委員 松本 哲夫 / 大木 麻希

第8条 競技役員

競技長 伊藤 清彦
コース委員長 肥塚 紀明 計時委員長 山田 岳史
技術委員長 伊藤 清彦 救急委員長 長野 三千夫
事務局長 伊藤 清彦

第9条 参加車両

- （1）本競技会期日に有効な自動車登録番号表を有し、道路運送車両の保安基準に適合し公道を走行できる条件を満たし、尚、JAF 国内競技車両規則第2編第1章第2条に準拠した車両、JAF 国内競技車両規則第3編第3章スピードPN車両規定、第4章スピードPN車両規定、同第7章スピードB車両規定、に準拠した車両でなければならない。
- （2）レンタカーでの参加は所有者の競技参加同意書の提出を要する。
- （3）オープンカーでの参加は、JAF 国内競技車両規則第3編の上記車両規定ロールバーの条項に従い4点式以上のロールバーを備えなければならない。
- （4）タイヤは公道走行を許される一般市販タイヤのみが使用でき、競技専用タイヤは、使用は認められない。
SタイヤはSクラス、クローズドクラスの、使用が許される。
- （5）タイヤサイズ、ホイールの変更について、当該年度に対応する『JATMA YEAR BOOK』に記載された範囲に従う事

第10条 参加資格

- （1）公認部門
当該車両を運転することが出来る有効な運転免許証と JAF 発給の2018年の競技運転者許可証（ライセンス）の国内B、以上を所持している事。
- （2）クローズド部門
クローズドクラスへの参加は、競技会のオーガナイザークラブの会員及び一次準会員であること（未入会の者は参加申込と同時に自動的に期間限定会員・仮会員となる）
- （3）20歳未満の競技参加者は、親権者による競技参加を承諾した署名・捺印の為された承諾書の提出を要する。
- （4）同一車両による重複参加は、2名までとする。

第11条 クラス区分

- （1）公認クラス
 - PN1 クラス PN車両で1600cc以下の2輪駆動車 (FF・FR)
 - PN2 クラス PN車両で1600ccを超える2輪駆動車 (FF・FR)
 - PN3 クラス PN車両で1600ccを超える2輪駆動車 (FF・FR)で、
FIA/JAF 公認発行年又は、JAF 登録年2012年1月1日以降の車両

- PN4 クラス PN 車両で PN1・PN2・PN3 に該当しない車両
- NT-K クラス N・B 車両で軽自動車
- NT1500 クラス N・B 車両で 1,586cc 以下の前輪駆動車
- NTF クラス N・B 車両で排気量制限なしの前輪駆動車
- NTR1 クラス N・B 車両で 2,000cc 以下の後輪駆動車で車両型式 AP1 及びエンジン型式を変更された車両を除く
- NTR2 クラス N・B 車両で排気量制限なしの後輪駆動車
- NT4 クラス N・B 車両で排気量制限なしの 4 輪駆動車
- EV クラス N・B 車両で原動機を電力で稼働させる車両
- S2 クラス N・B 車両で排気量制限なしの 2 輪駆動車
- S4 クラス N・B 車両で排気量制限なしの 4 輪駆動車

(2) クローズド部門 (ライセンス不要) 2018 年 JAF 国内競技車両規則第 3 編に適合した車両とする。

- LB クラス (レディース) 排気量・駆動方式制限なしの B 車両 (女性運転者に限る)
- CL1 クラス N・B 車両で 1,600cc 以下の B 車両
- CL2 クラス N・B 車両で 1,600cc を超える 2 輪駆動車
- CL3 クラス N・B 車両で 1,600cc を超える 4 輪駆動車
- 特別 クラス 2018 年、JAF 国内競技車両規則第 3 編に適合した B 車両
(ただし参加台数 3 台以上、クラス名は、要望により 自由設定できる。複数クラス設定可)

★ PN 各クラスへの参加車両のタイヤは、2018 年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規定、第 2 条の規定に従う事。

第 12 条 参加料

- (1) 公認競技クラス 1 名 12000 円 (入場料別途)
- (2) クローズドクラス 1 名 10,000 円 (入場料別途)

第 13 条 参加 申込み 期間

- 2018 年 8 月 24 日 (金) から 9 月 25 日 (火) まで 必着

第 14 条 参加申込の拒否

- (1) オーガナイザーは、理由を明示する事なく参加を拒否する権限を有する。
- (2) 申し込みを受け付けられない場合は、返送料及び事務手数料として ¥1,000 を申し受ける。

第 15 条 参加申込先及び参加申込方法

- 参加申込先・連絡先 〒252-0344 相模原市南区古淵 5-32-7 Bay side 事務局
TEL 042-705-1674 FAX 042-705-1684 090-3092-1347
- 参加申込方法 『現金書留』又は『銀行振込』方式を選択できる。
- 現金書留 参加申込書・車両申告書・住所シール (任意) 等必要書類に必要事項を記入して、署名捺印の上、参加料を添えて現金書留にて郵送するか、もしくは持参すること。
- 銀行振込 下記口座に参加料を振込むと共に、速やかに参加申込書・車両申告書・住所シール (任意) 等必要書類に必要事項を記入して、署名捺印の上 郵送する事
(注) 銀行振込の際、参加者又は競技運転者名を振込名義人としなければならない
- 振込先 三井住友銀行 横浜中央支店 普通 0051296 伊藤清彦

第 16 条 賞 典

- (1) 各大会賞典 各クラスとも、賞典は参加台数の 30%以内 (小数点以内四捨五入) とする。
- (2) JAF 賞メダル、1 位~3 位 主催者賞として、1 位~6 位まで賞を設定する場合在り。
- (3) その他、賞を設定する場合がある。

第 17 条 タイムスケジュール

- ゲートオープン 6:50 分 から
- 参加確認受付 7:00 分 から 7:50 分
- 公式車両検査 7:10 分 から 8:00 分
- 慣熟歩行 8:00 分 から 8:40 分
- ドライバーブリーフィング 8:40 分 から 8:55 分
- 慣熟走行 9:00 分から LB、CL1, 2、3、特別クラス (クローズドクラスのみ)
- 第 1 ヒート 慣熟走行終了後 約 5 分後から (ゼッケン順にて)
- 第 2 ヒート 歩行終了後 約 5 分後から (ゼッケン順にて)
- 慣熟歩行 第 2 ヒート終了後 約 10 分後から
- 慣熟走行 LB、CL1, 2、3、特別クラス (クローズドクラスのみ)
- 第 1 ヒート 慣熟走行終了後 約 5 分後から (ゼッケン順にて)
- 第 2 ヒート 歩行終了後 約 5 分後から (ゼッケン順にて)
- 表彰式 全クラス終了 約 40 分後位から アナウンスあり

※ タイムスケジュールに変更が生じた場合は、公式通知にて発表

第18条 車両変更

- (1) 参加申込、正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等 やむを得ない事情がある場合のみとし、正式手続きを得て、競技会審査委員会の承認を得るものとする。
- (2) 車両変更は、同一部門 同一クラスに限られる。
- (3) 車両変更申請は、当該競技会の参加確認受付終了の時点までとし、書面にて正式手続きを得て、大会審査委員会宛申請するものとする。

第19条 ゼッケン番号

ゼッケン番号は主催者が決定し、競技会当日に配布する。

第20条 公式通知

- (1) 本規則に記載されない競技運営に関する実地細則及び参加者に対する案内・指示事項は「公式通知等」によって示すものとする。
- (2) ドライバーブリーHING : コース上スタート付近 予定

第21条 競技コース

競技コースは当該競技会当日、公式通知により示される。

第22条 公式車両検査

- (1) 参加者は本競技会当日、参加確認終了後、定められたパドック・時間内に公式車両検査を受けなければならない。
- (2) 本大会技術委員長は公式車両検査において、競技に不適と判断された箇所の修正を命じることができる。また、競技車両の競技参加の可否判定は技術委員長の判定を最終とする。
- (3) 公式車両検査を受けない車両、あるいは公式車両検査によって競技不適当と判断された車両は競技への参加はできない。
- (4) 競技終了後、入賞車両に対し、再車両検査を行う場合がある。再車両検査を拒否した場合は失格とする。

第23条 競技

1、コース慣熟歩行及び慣熟走行

参加者は公式通知に示された時間内にコース慣熟歩行及び慣熟走行を行うことができる。

2、競技の進行

- (1) 競技は第1ヒート、第2ヒートの2ヒート制とし、ベストタイムにより順位の判定を行う。
- (2) スタートはランニングスタートとし、スタート合図は国旗または主催者旗あるいは、電気信号によって行う
- (3) スタート合図が示されてから30秒経過しても競技車両がスタートしない場合、そのヒートの走行は無効とし、結果はノータイム(DNS)と記載される。
- (4) 競技車両がミスコースを犯した際は競技役員がフラッグ等により競技者にその旨を伝え速やかにコース外に車両を移動させなければならない。又、そのヒートの走行は無効となり、結果はミスコース(MC)と記載される。
- (5) フィニッシュは競技車両の先端がフィニッシュラインを通過した時点でチェッカーフラッグが振られ、同時に計測が終了するものとする。
- (6) スタート後、3分を経過してもフィニッシュラインを通過しない競技者はそのヒートの走行を無効とし、結果はリタイヤ(DNF)と記載される。

3、フラッグによる信号合図

- (1) 主催者旗、国旗、グリーンランプ ⇒ スタート合図に用いる。
- (2) 黄旗 ⇒ 競技車両接触によるパイロンの移動・転倒・脱輪を意味する。
- (3) 黒旗 ⇒ ミスコースを意味し、競技者の速やかなコース外への移動を託す。
- (4) 赤旗・レッドランプ ⇒ 何らかの危険があり、即時停止を命じる。
- (5) 緑旗 ⇒ コースクリアを意味し、競技再開を託す。
- (6) チェッカー旗 ⇒ ゴール合図を意味し、競技の終了を知らせる。

第24条 計時

- (1) 計時は、競技車両の先端がコントロールラインを横切った時にタイム計測を開始し、最終コントロールラインを横切った時に終了する
- (2) 計時計測は1/100秒を計測可能な自動計測機(光電管等)によって行う。又光電管計測が不能となった場合、複数のストップウォッチの平均タイムを成績とする。
- (3) 同クラスに同じタイムの者が複数存在する場合は、セカンドタイムの上位の者を優位とする。
- (4) 排気量の小さい順
- (5) 以上によっても決しない場合は、大会審査委員会の裁定よりこれを決する。

第25条 罰則

以下の反則行為には下記のペナルティを課すものとする。

- (1) 反則スタート ⇒ 当核ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- (2) オーガナイザーが指定したコース上すべてのパイロンに対し、移動又は転倒が判定された場合パイロン1本につき5秒を走行タイムに加算する。

エントラント・参加者・ドライバーが、以下の行為を行った場合、当核ヒートをノータイムとする。

- (1) 脱輪した場合、1輪につき1回5秒を走行タイムに加算する。
- (2) 4輪がコースから脱輪（コースアウト）した場合（DNF）
- (3) 自動計測機（光電管等）に接触した場合。（無効）各自に損壊賠償を求める。
- (4) 走行中に他の救助（オフィシャル含む）を得た場合。（無効）

第26条 失格規定

以下の行為を行った場合は、エントラント・参加者・ドライバーは、当該競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。

- (1) 競技役員の指示に従わなかったとき。
- (2) 不正行為・危険行為を行ったとき。
- (3) コースアウト等で、当人以上に損害・被害等を与えた場合。
- (4) 車輛保管中に、技術委員長承認を得ずに競技車両の整備等・改造を行った場合。
- (5) 競技車両を、車両検査後から競技会が終了する前に競技長の承認を得ずに会場より搬出した場合。

第27条 抗議

- (1) 参加者は自己が不当に処遇されていると判断した場合、JAF 国内競技規則に則り抗議する権利を有する。ただし、本規則に規定された参加拒否及び審判員の判定及び、計時装置に対する抗議は受け付けない。
- (2) 抗議は、抗議理由を明確に記入した文書と当該競技会の開催形式に応じた抗議料を添えて競技長に対して提出する事。
- (3) 抗議料は、競技が正当と判定された場合のみ返還される。
- (4) 車両検査の分解等に要した費用等はその抗議が不成立の場合は抗議提出者が、成立した場合は抗議対象者が支払わなければならない。この際の競技車両の分解等の費用は、技術委員長が裁定する。
- (5) 競技会審査委員会の裁定結果は、公式通知にて発表される。

抗議時間

- (1) 技術委員長の決定 ⇒ 決定直後。
- (2) 競技中の過失・反則 ⇒ 競技終了後30分以内
- (3) 成績の発表 ⇒ 暫定結果発表後30分以内
- (4) 上記以外の制限時間は、JAF 国内競技規則に準拠する。

第28条 損害の補償

- (1) 本競技、開催会場の施設、機材、観客、役員、参加車両などに損害を与えた場合、全ての責任は、当該当事者に帰し、主催者はその損害に対して一切の責任を負わない。

第29条 競技会の延期、または中止

- (1) 不測の事態が生じ、本競技会の開催が困難になった場合、本大会審査委員会の協議決定により、本大会の、延期または中止を決定出来る。
- (2) 各ヒートとも全参加者が出走した時点で、当該ヒートは成立したものし、第2ヒート途中で競技の続行が、困難になった場合は、第1ヒートの結果を以って、競技は成立する。
- (3) 延期の場合、参加料はその当該競技会が延期された開催日まで、オーガナイザーが保管する。しかし参加者が、延期された競技会へ参加しない場合、事務手数料を差し引いて返還される。
- (4) 中止の場合、返金金額及び事務手数料を、オーガナイザーが決定した金額を、差し引いて返還される。ただし天災地変の場合はこの限りではない。

第30条 付則・本規則の解釈・施行および、記載されていない事項

- (1) 本規則及び競技に関する諸規則（特別規則書・公式通知等含む）等の解釈に疑義が生じた場合は、当該競技会審査委員会の決定を最終とする。
- (3) 本規則は、参加受付と同時に施行する。